

＜環境省から双葉町民の皆様へのお知らせ＞

今年の秋より、中間貯蔵施設の本格的な施設の工事を開始いたしますので、お知らせいたします。

福島県内の除染土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設は、除染の推進や復興に必要な施設として、平成27年2月に福島県、大熊町及び双葉町から中間貯蔵施設の建設を受け入れていただきました。

本格的な施設の整備について

本格的な施設(受入・分別施設、土壌貯蔵施設)について、今年度から整備に着手するべく準備を進めてきたところですが、今年の秋より、町内の郡山地区(詳細は裏面をご参照下さい)において、工事に着手することとなりましたのでお知らせいたします。

今回の工事では、双葉町内の約7haの土地に、受入・分別施設及び土壌貯蔵施設を整備する予定です。受入・分別施設は、中間貯蔵施設内に搬入された除染土壌等のフレキシブルコンテナを破袋し、草木などの可燃物等の除去を行います(処理能力:1時間あたり約140トン)。その後、これらの処理を行った除染土壌を、土壌貯蔵施設に貯蔵します(貯蔵容量:約6万 m^3)。

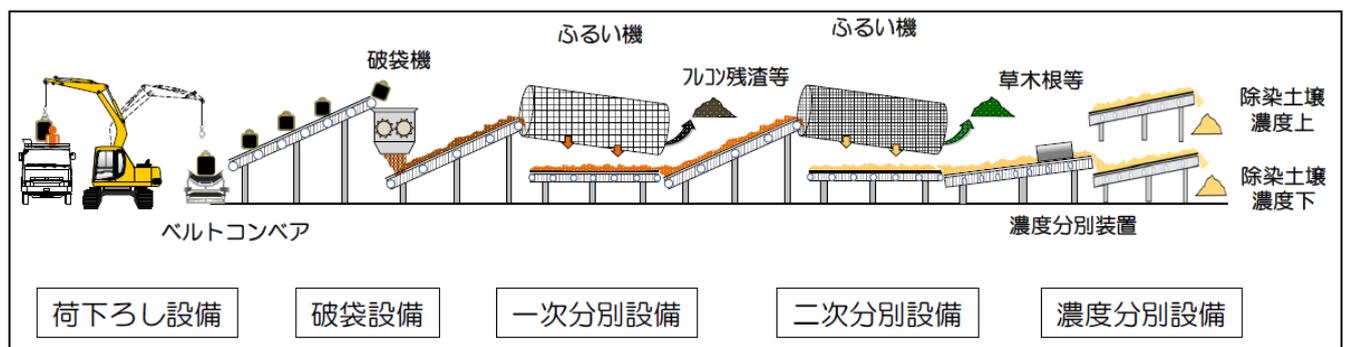


図1 受入・分別施設のイメージ

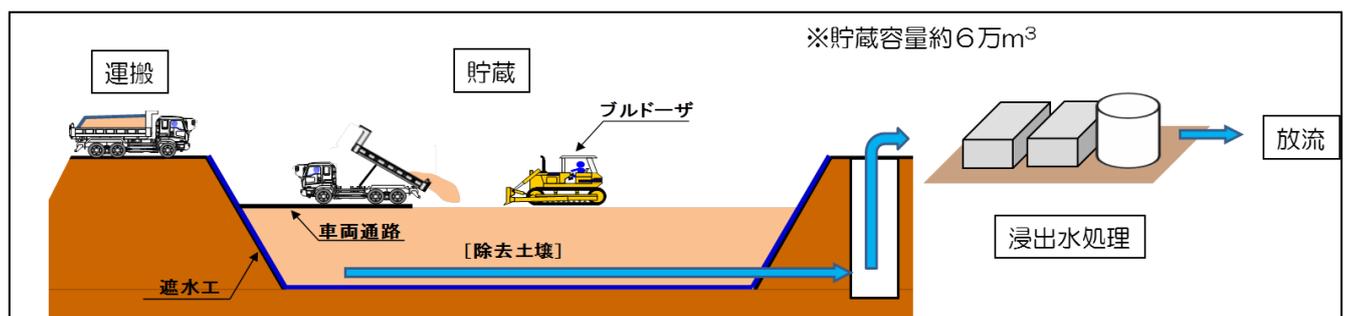


図2 土壌貯蔵施設のイメージ

施設の建設予定地・安全対策について

双葉町におきましては、図3に示す位置において、今年の秋から各施設を整備することといたしました。

今後、施設の工事に伴い、多数の工事関係車両が建設予定地周辺を通行することとなりますが、積載物等の飛散防止や工事関係車両の交通事故防止等の安全対策に万全を期し、工事に対する安全と安心の確保に努めながら、工事を進めてまいります。

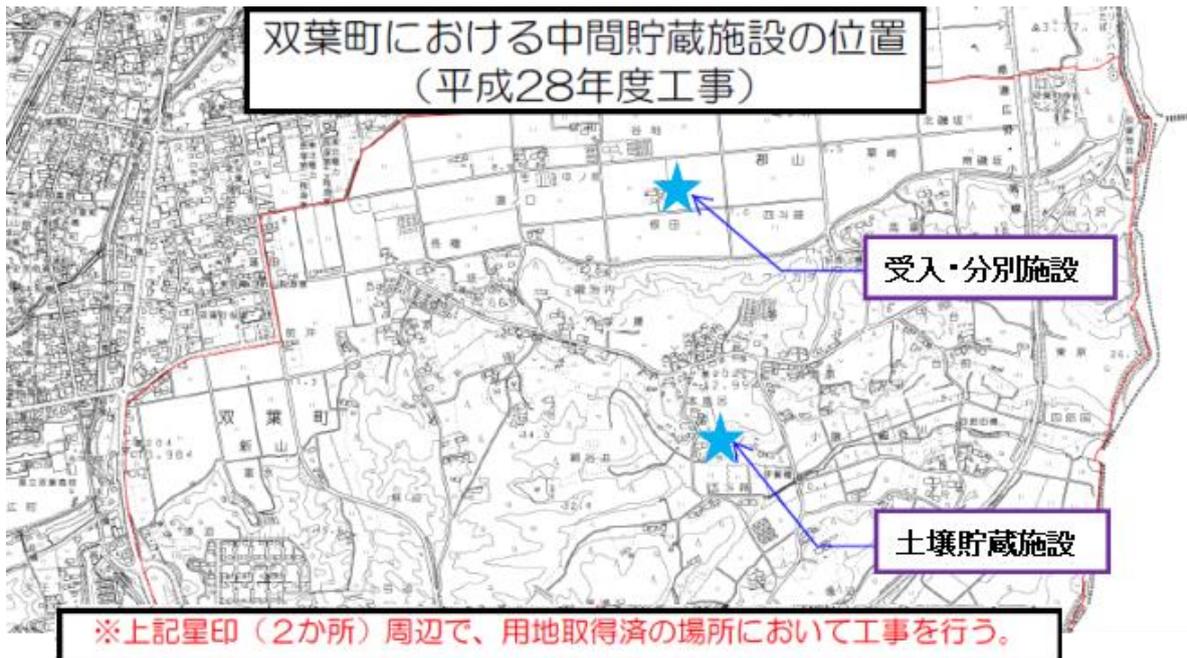


図3 双葉町における中間貯蔵施設の位置(平成 28 年度工事)

環境省 中間貯蔵施設に関するお問い合わせ窓口

フリーダイヤル: **0120-027-582** (受付時間 9:00~18:15、日曜祝日除く)